

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

直近では、令和元(2019)年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

A 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることという 3 つの要件を満たしている必要があります。

C の「見える化」要件とは、① 2020 年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用し、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
1	資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">● 介護福祉士取得に向けた支援● 自己啓発等、SDS 制度の運用● 法人内研修の開催および、外部研修への積極的な参加
2	腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none">● 毎月の衛生委員会の開催● メンタルヘルス対策としての研修の開催および参加● ストレスチェックを用いた集団分析
3	生産性の向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none">● 半期ごとの QC サークル活動● 記録業務の電子化● 勤務シフト作成の自動化● 勤怠管理の電子化

令和 5 年 4 月 1 日

社会福祉法人広済会